

工事請負契約書第24条第5項（単品スライド条項）の適用の変更について

昨今の燃料・建設資材の実勢価格が変動していることに伴い、工事請負契約書第24条第5項（単品スライド条項）の適用について、次のとおり変更することとしました。

単品スライド条項の適用対象となる場合は、工事の完成期限までに契約の変更手続きを行う必要があります。完成期限が近い工事を施工中で、同条項に基づく請負代金額の変更協議の意向がある方は、当該工事の監督員にお早めにご相談ください。

単品スライド条項の当面の主要な運用基準

【増額スライド】

（1）条項適用の対象となる建設資材

鋼材類及び燃料油

その他の資材（ 以外の資材で価格上昇要因が明確であるもの）

（2）適用基準日

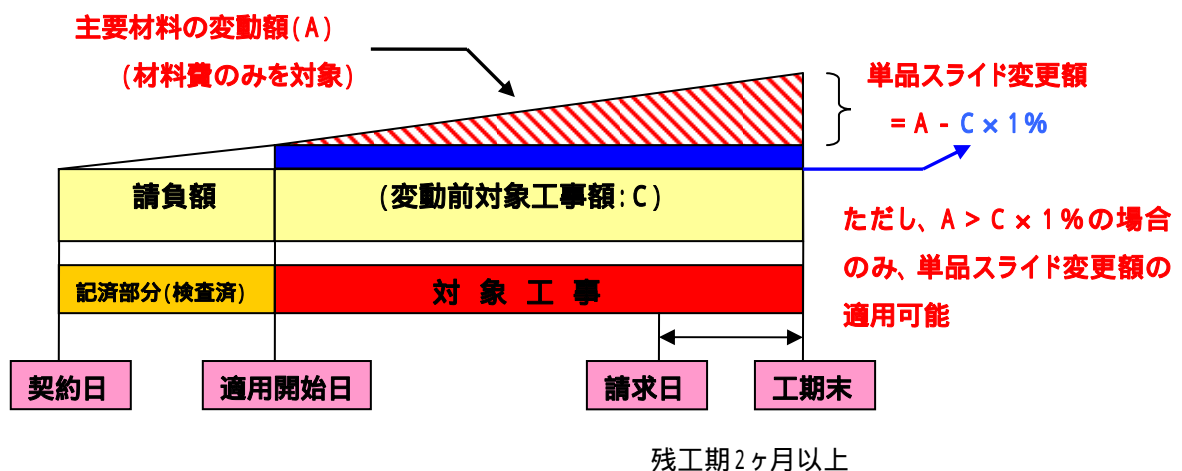
（1） については、平成20年9月5日

（1） については、平成20年9月30日

（適用基準日時点で継続中の工事及び適用基準日以降の新規契約工事が対象）

（3）請負代金額の変更の考え方

対象建設資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の1%を超える額を東京港埠頭株式会社が負担いたします。



(4) 請求方法

別掲の「建設資材価格の変動に伴う請負金額の変更申出書」の提出により、受付とします。請求される方は、工期末の2ヶ月前までにご提出下さい。工期末に変更契約を行います。

【減額スライド】

(1) 条項適用の対象となる建設資材

(ア) 鋼材類及び燃料油

(イ) その他の資材（ 以外の資材で価格下落要因が明確であるもの）

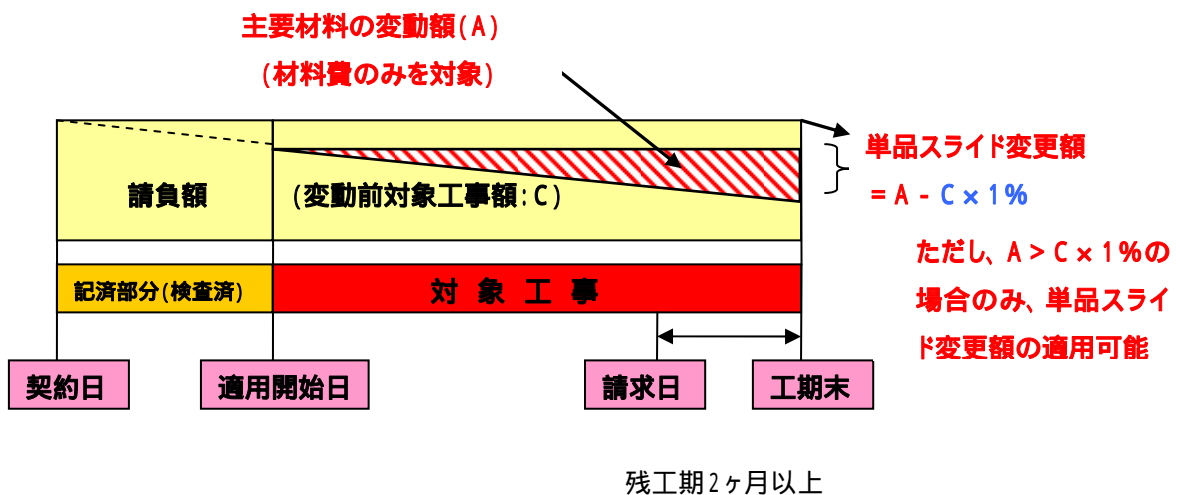
(2) 適用基準日

平成21年8月20日

（適用基準日時点で継続中の工事及び適用基準日以降の新規契約工事が対象）

(3) 請負代金額の変更の考え方

対象建設資材の価格下落に伴う減額部分のうち、発注者からの変更請求に基づき、請負代金額の1%を超える額を減額します。



(4) 請求方法

東京港埠頭株式会社は、減額スライドの可否を判断し、該当する場合は工期末の2ヶ月前までに請負金額（減額）の変更請求をする。